

新型コロナワクチンの定期接種について

北九州市 保健福祉局
健康医療部 健康危機管理課

令和6年8月30日

次第

1. 事業概要
2. 実施に向けての手続きについて
3. 契約について
4. 予診票について
5. 減免の受付について
6. 接種実施後の請求について
7. 健康被害救済制度

1

1. 事業概要
2. 実施に向けての手続きについて
3. 契約について
4. 予診票について
5. 減免の受付について
6. 接種実施後の請求について
7. 健康被害救済制度

2

1.事業概要

1-1. 概 要

1-2. 高齢者インフルエンザワクチン との違いについて

3

1-1.概要①

前年度からの 主な変更点	◇特例臨時接種から定期接種(B類疾病)へ ◇対象者も全ての世代から高齢者を中心に ◇接種勧奨や努力義務は「なし」に ※高齢者インフルエンザと同様の接種体制に移行
定期接種対象者	◇65歳以上の方 ◇60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓 若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全 ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方 (身体障害者手帳 1級程度)
接種回数	1回

4

1-1.概要②

接種時期	令和6年10月15日(火)～令和7年3月31日(月)
使用ワクチン	JN.1系統対応1価ワクチンを使用予定 <想定される製造メーカー> ◇ファイザー株式会社 ◇モデルナ・ジャパン株式会社 ◇第一三共株式会社 ◇武田薬品工業株式会社 ◇Meiji Seika ファルマ株式会社
接種場所	医療機関、高齢者施設等で実施 ※集団接種会場は設置しない
自己負担額	3,260円 ※減免制度あり
接種券の発行	発行しない
ワクチン調達	医療機関等が各自調達

5

1-2.高齢者インフルエンザワクチンとの違いについて

基本的な接種体制は、高齢者インフルエンザワクチンと同じとなっているが、下記のように異なる点がある。

《異なる点》

	インフルエンザワクチン	新型コロナワクチン
接種開始日	10月1日(火)から	10月15日(火)から
自己負担額	1,500円/件	3,260円/件

※特に10/1～10/14の間の接種は任意接種扱いとなるため、ご注意ください。

6

2

1. 事業概要
2. 実施に向けての手続きについて
3. 契約について
4. 予診票について
5. 減免の受付について
6. 接種実施後の請求について
7. 健康被害救済制度

7

2. 実施に向けての手続きについて

接種を実施する場合は必ず、申請をお願いします。

本日よりGrafferにて実施調査開始
(9月13日(金)まで)

※電子申請のみでの受付となります。

(電話での受付、書面での受付は行っておりません。)

※期限日以降の申請は、北九州市健康危機管理課へ連絡
ください。

8

2. 実施に向けての手続きについて

<Graffer申請フォーム>

URL: <https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/ccc>

QRコード:



※登録内容に基づき、市から申請後に改めて連絡します。

9

3

1. 事業概要
2. 実施に向けての手続きについて
3. 契約について
4. 予診票について
5. 減免の受付について
6. 接種実施後の請求について
7. 健康被害救済制度

10

3. 契約について

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1 北九州市医師会加入医療機関の場合 | ⇒ 個別契約不要 |
| 2 北九州市医師会非加入医療機関の場合 | ⇒ 個別契約必要 |
| 3 北九州高齢者福祉事業協会加入施設の場合 | ⇒ 個別契約不要 |
| 4 北九州高齢者福祉事業協会非加入施設の場合 | ⇒ 個別契約必要 |
| 5 市立病院の場合 | ⇒ 個別契約必要 |

11

4

1. 事業概要
2. 実施に向けての手続きについて
3. 契約について
- 4. 予診票について**
5. 減免の受付について
6. 接種実施後の請求について
7. 健康被害救済制度

12

4. 予診票について

4-1. 予診票サンプル(1)(2)

4-2. 予診票等の送付について

13

4-2. 予診票等の送付について

9月中旬に医療機関・施設に配送予定

(市医師会加入医療機関については市医師会より配付)

合わせて、ポスター・チラシも送付予定
ポスターの掲示、接種希望者へのチラシ配付の
ご協力をお願いします。

(非医師会、非高福協の医療機関・施設には
契約書等も同時に送付予定)



16

1. 事業概要
2. 実施に向けての手続きについて
3. 契約について
4. 予診票について
5. 減免の受付について
6. 接種実施後の請求について
7. 健康被害救済制度

5

17

5. 減免の受付手順等について

5-1. 減免制度について

5-2. 減免手続きについて

18

5-1. 減免制度について

○高齢者インフルエンザ接種と同様、下記対象者について自己負担額を減免

<対象者>

◆生活保護受給者

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国者の自立支援に関する法律に基づく支援給付者を含む)

◆世帯全員が市民税非課税の者

※上記の方は自己負担額が0円となります。

減免の予診票を使用してください。

19

5-2. 減免手続きについて

下記のいずれかの書類で減免の確認をお願いいたします。
 なお、詳細な手続き方法については、実施要領に記載しています。

1. 生活保護受給者の方

「生活保護受給証明書」(印鑑カード、医療券等を含む)

2. 世帯全員が市民税非課税の方

- ・「令和6年度介護保険料納入通知書(保険料段階が1から3段階のもの)」
 - ・「介護保険負担限度額認定証」「介護保険特定負担限度額認定証」
 - ・「後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証」
- または
- ・区役所が発行した「減免用予診票」
 (減免用の予診票の裏面にチェック欄があります。)
 - ・確認書類がない場合は区役所保健福祉課へ電話確認ください。

20

6

1. 事業概要

2. 実施に向けての手続きについて

3. 契約について

4. 予診票について

5. 減免の受付について

6. 接種実施後の請求について

7. 健康被害救済制度

21

6. 接種実施後の請求について

6-1. 接種費用等について

6-2. 提出書類等について

6-3. 【参考】事務処理の流れについて(1)(2)

22

6-1. 接種費用等について

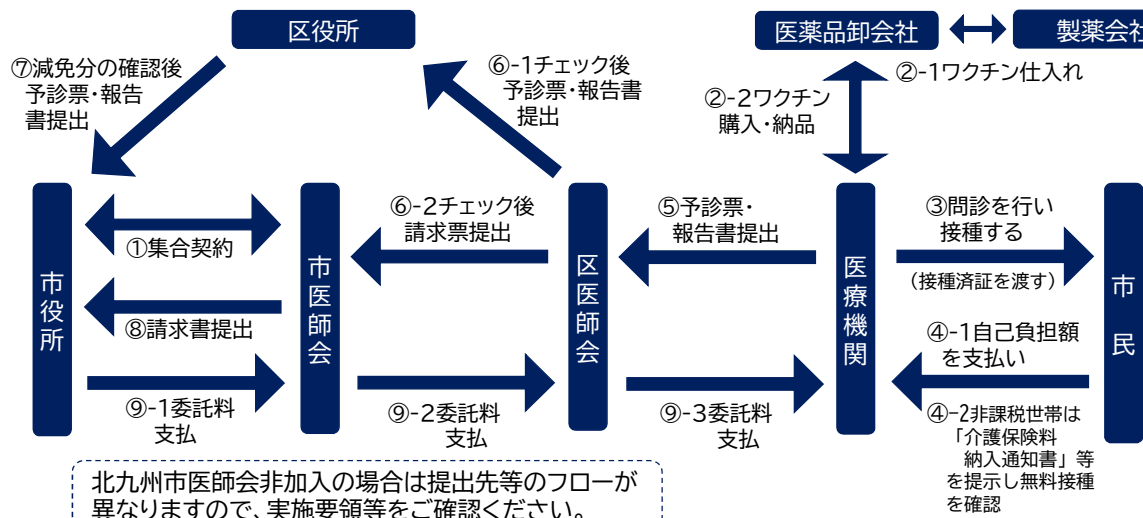
接種累計	1回あたり接種費用		
	総額	うち、公費負担額 (⇒北九州市へ請求)	うち、自己負担額 (⇒接種者へ請求)
医療機関接種 (減免なし)	15,300円	12,040円	3,260円
医療機関接種 (減免あり)	15,300円	15,300円	0円
施設接種 (減免なし)	12,936円	9,676円	3,260円
施設接種 (減免あり)	12,936円	12,936円	0円
予診のみ	3,168円	3,168円	0円

6-2. 提出書類等について

	提出書類	提出先	提出期限	備考
医師会加入 医療機関	①予防接種実施報告書 (医師会控、区役所控) ②予診表(原本)	①② ⇒区医師会	接種翌月の 9日まで	
医師会非加入 医療機関	①予防接種実施報告書 (区役所控、本庁控) ②予診表(原本) ③請求書(※)	①②③ ⇒区保健福祉課	接種翌月の 9日まで	※市へ債権者登録 済みの場合は債権 者番号を記載し押 印は不要
高福協加入 施設	①予防接種実施報告書(区役所控) ②予診表(原本) ③予防接種実施報告書(高福協控)	①② ⇒区保健福祉課 ③⇒高福協	接種翌月の 9日まで ③は翌月15日まで	
高福協非加入 施設	①予防接種実施報告書 (区役所控、本庁控) ②予診表(原本) ③請求書(※)	①②③ ⇒区保健福祉課	接種翌月の 9日まで	※市へ債権者登録 済みの場合は債権 者番号を記載し押 印は不要
市立病院	①予防接種実施報告書 (区役所控、本庁控) ②予診表(原本) ③請求書	①② ⇒区保健福祉課 ③ ⇒健康危機管理課	接種翌月の 9日まで	24

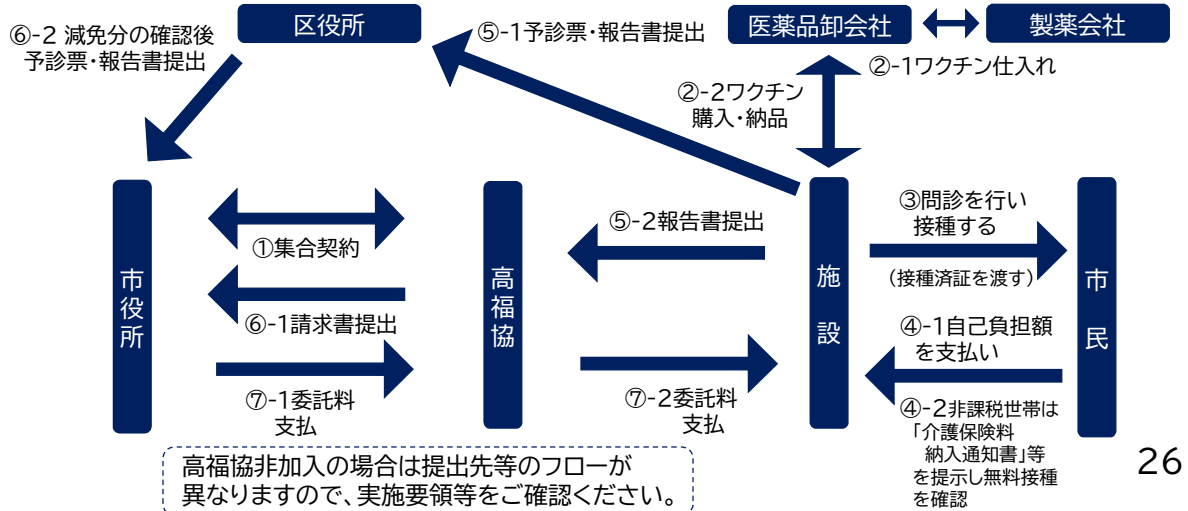
6-3. 【参考】事務処理の流れについて(1)

《北九州市医師会加入医療機関の場合》



6-3. 【参考】事務処理の流れについて(2)

《北九州高齢者福祉事業協会加入施設の場合》



26

1. 事業概要
2. 実施に向けての手続きについて
3. 契約について
4. 予診票について
5. 減免の受付について
6. 接種実施後の請求について
7. 健康被害救済制度

7

27

7. 健康被害救済制度

○定期接種化後も、引き続き健康被害救済制度が適用されます。

○市民が健康被害救済制度の申請を行うため、診断書や受診証明書等の記入を依頼される場合があります。その際は、作成にご協力をお願いします。

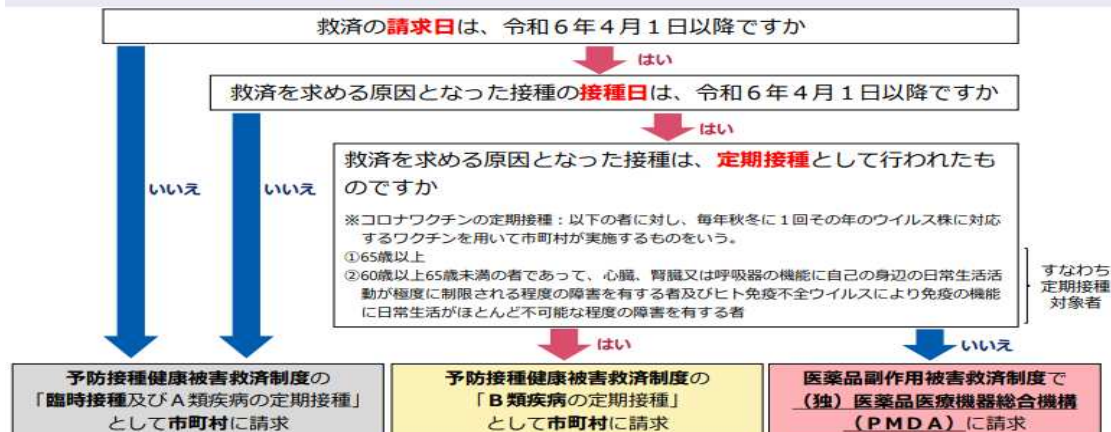
※不明な点があれば、北九州市健康危機管理課(582-2919)へ 28

7. 健康被害救済制度

厚生労働省資料より一部抜粋

令和6年4月以降のコロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

- 令和6年4月以降、コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なることとなるため、注意が必要。
- 請求される方、医療機関、市町村やPMDAの窓口で混乱が生じないよう、各市町村のホームページ等における事前アナウンスとともに、管内医療機関に対して制度の周知徹底をお願いしたい。



～問い合わせ等について～

<問い合わせ先について>

ご不明な点やご質問がございましたら、下記メールアドレスに問い合わせください。

原則、メールでの問い合わせにご協力お願いいたします。

(北九州市 保健福祉局 健康危機管理課)

ho-kanri@city.kitakyushu.lg.jp

<要領、様式等>

下記、市ホームページに掲載しています。

URL: <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/k334.00038.html>

30